

議会改革検討委員長 様

議 長  
井 原 義 雄

議会改革について（諮問）

地方分権の進展に伴い地方議会が果たすべき役割の重要性が飛躍的に高まっている折、本市議会が進めようとする議会改革について次のとおり諮問します。

1 諮問事項

- (1) 公正で市民に開かれた議会
  - ア 議員定数について
  - イ 政務活動費について
- (2) 市民参加の機会の拡充
  - ア 陳情の取り扱いについて
    - ① 陳情の審査方法の見直しについて
    - ② 陳情者の意見陳述について
- (3) 行政監視機能の強化
  - ア 効率的な議会運営について
    - ① 本会議の質問時間や質問方法について
    - ② 会議開始時間について
    - ③ 会期について
    - ④ 本会議、委員会の傍聴受付時間について
    - ⑤ 本会議場の計器類の改修について
- (4) 市民に分かりやすい議会
  - ア 議長の常任委員会委員の辞任について
  - イ 議長・副議長候補者の所信表明演説について
- (5) 上記のほか、議会改革に関すること

2 諮問理由

- (1) 議員定数については、地方自治法の改正により、人口で議員数の上限を定める、いわゆる法定上限数が撤廃され、各市の状況に応じて定数を決定することが可能となった。  
また、政務活動費については、地方自治法の規定に基づき、小田原市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し交付することが条例で定められている。  
このことは、市民に負託を受けた議員が適切に任務を遂行するために定められたものだが、市民の関心度も高く、説明責任を果たすことが重要であることから、本市議会としての考え方を示す必要がある。
- (2) 平成25年4月から議会基本条例が施行され、小田原市議会は、その役割を果たすため、個々の議員が政治倫理を遵守し、情報公開制度、広報広聴制度等を活用することにより、市政の課題を明確に市民に周知するとともに、議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すこととしていることから、さらに議会改革を推進する必要がある。

以上のことから議会改革検討委員会に諮問するものである。